



法改正

法改正情報

※ 本法改正の詳細につきましては、環境省および厚生労働省が公表する最新情報をご確認くださいようお願いいたします。

- 化学物質の審査及び製造棟の規制に関する法律施行令
公布日：2025.12.17 施行日：2026.06.17
第一種特定化学物質にペルフルオロ（ヘキサン-1-スルホン酸）関連物質が追加されました。
製品の容器、包装又は送り状に当該製品が第一種特定化学物質を使用したものである旨を表示すること。
- 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令
公布日：2026.06.17 施行日：2026.10.01
作業環境測定の手段として「個人ばく露測定」「化学物質によるばく露管理の強化」が制度化されました。
【作業環境測定法施行令の改正】
作業環境測定法の「指定作業場」に、労働安全衛生法第65条の3第1項から第3項に基づいて作業環境測定を行う作業場が追加。
 - ・個人ばく露測定を行う一定の作業場
 - ・労働安全衛生法第65条の3第2項に基づく作業環境測定を行う一定の作業場
 - ・同条第3項に基づき個人ばく露測定を行う作業場
【化学物質を取り扱う事業場の管理強化】
 - ・個人ばく露測定の導入
 - ・測定対象作業場の拡大
 - ・測定結果に基づくばく露管理
 - ・測定は有資格者が作業環境測定基準に従い行うことが義務化
- 改正労働施策総合推進法・改正男女雇用機会均等法
公布日：2025.06.11 施行日：2026.10.01
改正労働施策総合推進法等の施行により、企業に対して「カスタマーハラスメント対策」と「求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策」が義務付けられます。
【カスタマーハラスメント対策】
顧客や取引先等からの暴言、脅迫、長時間の拘束、不当な要求などにより従業員の就業環境が害される場合、企業は防止措置を講じなければなりません。
【求職者等へのセクシュアルハラスメント対策】
面接や採用活動の場面における不適切な性的言動やハラスメントについて、企業に防止・対応体制の整備が求められます。

お知らせ

2025年度（令和7年度） 財務情報の掲載

2025年度の財務情報を弊社ホームページに掲載いたしましたので、お知らせいたします。
詳細内容につきましては、弊社ホームページをご確認くださいようお願い申し上げます。

※ ホームページ ▶ 会社情報 ▶ 財務情報 ▶ 2025年度財務情報
※ <https://www.seiwa-chemical.com/company/financial/>

弊社ホームページ
財務情報



ECO TECHNO

省エネのご提案はこちら

取扱商品・過去事例は
こちらをご覧ください。
▶ 弊社HP エコテクノNEWS



スケジュール・その他

次回発行：Vol.98 11月です

9月

- ・2daysインターンシップ
- ・緊急事態訓練

10月

- ・内定式
- ・PSFプロジェクト 三保海岸清掃
- ・ISO14001第7回-1維持審査

